

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百五十八の項、三百六十の項、三百六十二の項、三百六十四の項及び三百六十五の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表三百七十四の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同表三百八十四の項中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同表三百八十四の二の項中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同表三百八十四の三の項中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年六月二十五日から施行する。